

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月7日

【四半期会計期間】 第76期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 丸一鋼管株式会社

【英訳名】 Maruichi Steel Tube Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木博之

【本店の所在の場所】 大阪市西区北堀江三丁目9番10号

【電話番号】 大阪(06)6531 1201

【事務連絡者氏名】 経理部長 河村康生

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号(八重洲ダイビル内)

【電話番号】 東京(03)3272 5331

【事務連絡者氏名】 執行役員 東京事務所長 目黒義隆

【縦覧に供する場所】 株式会社 大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社 東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

丸一鋼管株式会社 東京事務所  
(東京都中央区京橋一丁目1番1号(八重洲ダイビル内))

丸一鋼管株式会社 名古屋事務所  
(名古屋市熱田区千年一丁目2番4号)

(名古屋事務所は法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して任意に縦覧に供する場所としたものです。)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第75期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第76期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第75期
会計期間		自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高	(百万円)	36,969	22,842	154,279
経常利益	(百万円)	8,532	848	13,065
四半期(当期)純利益又 は四半期(当期)純損失 ( )	(百万円)	4,650	564	1,659
純資産額	(百万円)	237,747	206,941	202,374
総資産額	(百万円)	290,345	246,392	246,640
1株当たり純資産額	(円)	2,400.69	2,122.75	2,052.14
1株当たり四半期(当 期)純利益金額又は1株 当たり四半期(当期)純 損失金額( )	(円)	52.01	6.43	18.68
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	52.00	6.43	
自己資本比率	(%)	73.9	74.9	73.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,661	3,645	17,890
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,186	3,858	10,932
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	151	5,267	1,991
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	31,555	36,993	42,130
従業員数	(人)	1,648	1,750	1,727

- (注) 1. 売上高には、消費税等(消費税および地方消費税をいう。以下同じ)は含まれていません。  
2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
3. 第75期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間より、以下の関連会社を持分法適用関連会社にいたしました。

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) 丸一金属制品（佛山）有限公司	中華人民共和国広東省 佛山市禅城区	千米ドル 18,000	鋼管及び加工鋼板 の製造、販売	35.0	役員の兼任有

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	1,750
---------	-------

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であり、記載を省略しております。

### (2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	668
---------	-----

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であり、記載を省略しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
鋼管事業	18,419	36.8
表面処理鋼板事業	2,087	59.2
その他	419	65.5
合計	20,926	41.0

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。  
2. 上記の金額は消費税等を含んでいません。

#### (2) 受注状況

当社グループ（当社及び連結子会社は）見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
鋼管事業	20,193	34.3
表面処理鋼板事業	2,215	54.7
その他	433	68.0
合計	22,842	38.2

- (注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
(株)メタルワン	5,269	14.3	3,113	13.6

2. 上記金額は消費税等を含んでいません。

## 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した重要な事業等のリスク及び重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、最悪の状態であった今年1 - 3月期に比べ回復の兆しはあるものの、欧米経済の停滞長期化、個人消費の低迷、失業率の増加など依然として厳しい状況が続いております。

当社グループの鋼管事業につきましては、世界的な鋼材需要急落の影響を受けて鋼管製品及び主要原材料であるコイル価格が、国内(4 - 6月)・海外(1 - 3月)ともに下落いたしました。自動車向け等一般ユーザー向け需要が回復基調にあるものの、建築向け需要が低迷しており、問屋筋の在庫調整の影響もあって、販売数量は前年同期を大きく下回りました。特に海外では、価格の下落幅が大きく、売上高は201億9千3百万円(前年同期比34.3%減)、営業利益は12億1千7百万円(前年同期比83.1%減)の結果となりました。

表面処理鋼板事業につきましても、比較的回復の早かったベトナムで数量面の若干の回復があったものの、単価については鋼管と同様に下落幅が大きく、売上高は22億1千5百万円(前年同期比54.7%減)、営業損失2億5千8百万円の計上を余儀なくされました。

その他事業は、国内のポール・照明柱事業で前年並みの業績を収めたものの、ベトナムの棒鋼事業で製品価格の急落と昨年末の評価減にもかかわらずビレット在庫が未だ割高なため、売上高は4億3千3百万円(前年同期比68.0%減)、営業損失2億2百万円の計上となりました。

また、前期末以降の材料コイル価格下落の影響により、丸一鋼管単体で期末(6月)コイル在庫評価損約11億円の計上を余儀なくされました。海外子会社につきましても、米国西海岸のマルイチ・アメリカン・コーポレーション、米国中西部のレビット・チューブ・カンパニー、ベトナムのサン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニー3社合計で13億円の評価損を計上しております。但し、うち11億円は前期連結決算に算入済みにつき、今期連結決算影響額は2億円であります。

今後の見通しですが、国内外ともにコイルは、高炉各社の減産を受けて足元では需給がひっ迫してきており、特に海外価格は反転上昇の気配となっております。これを受けて海外製品価格は上昇に転じつつあり、海外連結子会社3社につきましては、7月以降の業績回復が期待できます。国内につきましても自動車生産台数の回復や、製品価格先安観の後退により一定水準の需要が回復するとみられますが、当社グループの主力商品である建築向け構造用鋼管につきましては数量面の回復には時間がかかるとみられることから、コスト削減努力及び販売価格維持により、営業利益の確保により注力してまいります。

また、ベトナムのサン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニーにおける16インチミル新設及びハノイにおける製管工場新設は、計画通り進め来年5月以降の稼働を目指してまいります。米国のレビット・チューブ・カンパニーにつきましても、より効率的な生産・販売体制確立のために造管機の改造および更新などの設備投資を進めてまいります。

尚、当第1四半期連結会計期間より、丸一金属制品(佛山)有限公司を持分法適用関連会社と致します。同社の丸一鋼管の持分比率は35%であります。

以上の結果、第1四半期連結会計期間における業績は、売上高は228億4千2百万円(前年同期比38.2%減)、営業利益は5億6千6百万円(前年同期比92.4%減)、経常利益は8億4千8百万円(前年同期比90.1%減)、四半期純利益は5億6千4百万円(前年同期比87.9%減)となりました。

尚、対米ドル換算レートは1米ドル93円61銭であります。

事業の種類別セグメントの業績については、上記に記載のとおりであります。

所在地別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

日本

連結売上高は、183億2千7百万円（前年同期比40.0%減）、営業利益は10億3千5百万円（前年同期比85.1%減）となりました。

北米

連結売上高は、27億6千3百万円（前年同期比20.0%増）、営業損失は8千9百万円となりました。

アジア

連結売上高は、17億5千6百万円（前年同期比57.7%減）、営業損失は3億7千9百万円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末より51億3千7百万円減少し、369億9千3百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって増加した資金は36億4千5百万円(前年同期比9億8千4百万円の増加)となりました。主な内容は、たな卸資産の減少64億2千8百万円、売上債権の減少14億1千3百万円などの収入に対して、仕入債務の減少49億9千万円などの支出によるものです。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって減少した資金は、38億5千8百万円(前年同期比43億2千7百万円の増加)となりました。主な内容は、有価証券の売却による収入19億1千9百万円などに対して、有形及び無形固定資産の取得による支出19億1千5百万円、有価証券の取得による支出16億8千4百万円などの支出によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって減少した資金は52億6千7百万円(前年同期比51億1千6百万円の減少)となりました。主な内容は、配当金の支払額23億7千5百万円、自己株式の取得18億5千8百万円などの支出によるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）について

当社は、平成17年6月7日開催の取締役会において、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等（注3）の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する方針を決定し、公表しました。また、平成19年5月9日開催の取締役会において、本対応方針の一部修正を行うことを決定しました。また、本方針については、平成19年6月28日開催の定時株主総会で定款の変更を行い総会決議とする旨を定めております。

なお、本対応方針の概要は以下のとおりです。

#### 1. 大規模買付けルールの必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。そのためには、大規模買付行為にあたり十分な情報が株主の皆様に提供されることが重要と考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社の経営には、鉄鋼産業の一翼を担う鋼管の製造加工および販売などを行う企業としての豊富な経験、国内外の取引先および顧客等との間に築かれた長期的取引関係、全国に立地する各工場と地域社会との関係等への理解が不可欠です。これらに関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。そのため、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくよう、IR活動を通じて事業内容の適時開示に努めておりますが、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断されるためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考えられる株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響、当社の従業員、関連会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係など大規模買付後の経営方針や事業計画等は、重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、慎重に検討したうえで意見を形成し大規模買付行為開始後に公表いたします。さらに、必要と認めれば大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な、応否を自ら決定する機会を与えられることとなります。また、当社取締役会は、本方針の運用の適正性を確保するため大規模買付行為が行われる際に当社取締役会が行なう判断の公正性、透明性を担保するために、新たに「独立委員会」を設置いたしました。独立委員会は弁護士2名と当社社外監査役1名により構成されております。

以上の見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

## 2. 大規模買付けルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付けルールとは、

- (1) 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、
  - (2) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付け行為を開始する、
- というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付け行為の目的及び内容

当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け

大規模買付け行為完了後に意図する経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買付け後経営方針等」といいます。）

本必要情報の具体的内容は、大規模買付け行為の内容によって異なるため、大規模買付者が大規模買付けを行うとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付け行為の概要を明示した大規模買付けルールに従う旨の意向表明書を提出いただくこととし、当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付け行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付け行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付け行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付け行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、速やかに公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付け行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 3. 大規模買付け行為が為された場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付けルールを遵守した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付け行為に反対であったとしても、当該買付け提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付け行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付け提案に応じるか否かは、当該買付け提案及び当社が提示する当該買付け提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、当社株主の皆様にご判断いただくこととなります。もっとも、大規模買付けルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付け行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は当社株主の皆様への利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付け等である場合

- 1) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為
- 2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付け等の利益を実現する経営を行うような行為
- 3) 当社の資産を買付け者やそのグループ会社等の担保や弁済原資として流用する行為
- 4) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為



強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことを指します。）等株主に株式の売却を事実上強要する恐れのある買付等である場合

当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合

買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、および買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付である場合

当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係、または当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な恐れをもたらす買付等である場合

当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立委員会の勧告を最大限尊重しながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得価格の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討した上で決定することといたします。

#### （２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合および当社株主に対して、必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、独立委員会の勧告を最大限尊重して株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。但し、当社取締役会が具体的対抗策として一定の基準日現在の株主に対し株式分割を行うことを選択した場合には、株式分割1回につき当社株式1株を最大5株に分割する範囲内において分割比率を決定するものとします。また、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合は、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さない事を行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設ける事があります。

### 4. 株主・投資家に与える影響等

#### （１）大規模買付ルールが株主投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断をされる上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

## (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により当社取締役会の権限として認められている対抗措置を取る場合がありますが、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。なお、対抗措置として考えられるもののうち、株式分割及び新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。株式分割を行う場合には、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続は特にありません。但し、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し公告する株式分割基準日まで、名義書換を完了していただく必要があります。新株予約権の発行につきましては、新株予約権を取得するために所定の期間内に行使価額の払込みを完了していただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行する際に、法令に基づき別途お知らせ致します。但し、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。なお、割当期日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じません。従い、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## 5. 大規模買付ルールの有効期限

本方針につき株主の皆様のご意向を反映されることが適切であると判断いたしましたので、平成19年6月開催の定時株主総会において本方針を議案としてお諮りいたし、承認をいただきましたので、大規模買付ルールの有効期間は、平成19年6月の定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなりました。

但し、有効期間の満了前であっても当社取締役会の決議により大規模買付ルールを廃止することがあります。また、有効期間中に大規模買付ルールの修正または変更する場合があります。大規模買付ルールが廃止、修正または変更がなされた場合には、その内容につき速やかに情報開示を行います。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、（ ）特定株主グループが当社の株券等の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は、（ ）特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計とします。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は26百万円であります。なお、第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の重要な変更はありません。

(5) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度に比べて、2億4千7百万円減少し、2,463億9千2百万円となりました。

主な内容は、たな卸資産が58億1百万円減少、現金及び預金が50億4千7百万円減少したことにより流動資産合計で85億6千万円減少しました。固定資産については、株式の時価の上昇により投資有価証券が99億9千7百万円増加したことにより、固定資産合計で83億1千3百万円増加しました。

負債は、前連結会計年度に比べて48億1千4百万円減少し、394億5千1百万円となりました。

主な内容は、支払手形及び買掛金が49億6千4百万円減少したことにより、流動負債合計で62億6千6百万円減少しました。固定負債については、株式の時価評価に関わる繰延税金負債が16億5千2百万円増加したことなどにより、固定負債合計で14億5千1百万円増加しました。

純資産は、前連結会計年度に比べて、45億6千7百万円増加し、2,069億4千1百万円となりました。

主な内容は、その他有価証券評価差額金などの増加により評価・換算差額等が78億6千万円増加したことによるものであります。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却などについて重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	94,000,000	94,000,000	大阪証券取引所 (市場第一部) 東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	94,000,000	94,000,000		

(注) 「提出日現在発行数」欄には平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)1,2	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	6,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成17年7月8日～平成37年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた取締役(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から、当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 その他の権利行使の条件は、平成17年6月29日の開催の当社第71回定時株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、特別決議時の数から、新株予約権者の退任による権利行使分を減じた数を記載しています

株主総会の特別決議日（平成18年6月29日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)1,2	95
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	9,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成18年11月10日～平成38年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた取締役(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から、当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 その他の権利行使の条件は、平成18年6月29日の開催の当社第72回定時株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、特別決議時の数から、新株予約権者の退任による権利行使分を減じた数を記載しています

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

取締役会の決議日（平成19年8月7日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)1,2	62
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	6,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成19年9月11日～平成39年9月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた取締役(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から、当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 その他の権利行使の条件は、平成19年8月7日の開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、特別決議時の数から、新株予約権者の退任による権利行使分を減じた数を記載しています

取締役会の決議日（平成20年8月7日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)1,2	67
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	6,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成20年9月11日～平成40年9月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた取締役(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から、当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 その他の権利行使の条件は、平成20年8月7日の開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、特別決議時の数から、新株予約権者の退任による権利行使分を減じた数を記載しています

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日		94,000		9,595		14,631

(5) 【大株主の状況】

スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・（オフショア）・エル・ピー他1社の代理人である渥美総合法律事務所・外国法共同事業から平成21年6月1日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、平成21年5月26日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期連結会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができておりません。なお、本年1月5日時点の同2社の保有割合は、12.77%との大量保有報告が出ておりました。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
スティール・パートナーズ・ジャパン ・ストラテジック・ファンド・（オフ ショア）・エル・ピー	P.O.Box 2681 GT, Century Yard, 4th Floor, Cricket Square, Hutchins Drive, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies	5,393	5.74
リバティー・スクエア・アセッ ト・マネジメント・エル・ピー	Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Country of Newcastle, Wilmington, Delaware 19801, U.S.A	100	0.11
合計		5,493	5.84

当第1四半期会計期間において、株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループより、株式会社 三菱東京UFJ銀行他3社の平成21年6月29日付けで大量保有報告書の変更報告書の提出があり、平成21年6月29日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当第1四半期会計期間末現在における株主名簿を確認したところ、当社として実質所有株数の確認ができません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,886	4.13
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	956	1.02
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	119	0.13
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号	797	0.85
合計		5,759	6.13



(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,077,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 86,851,400	868,514	
単元未満株式	普通株式 71,200		
発行済株式総数	94,000,000		
総株主の議決権		868,514	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式81株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 丸一鋼管株式会社	大阪市西区北堀江 三丁目9番10号	7,077,400		7,077,400	7.53
計		7,077,400		7,077,400	7.53

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が4,600株(議決権の数46個)あります。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高(円)	2,250	2,055	1,975
最低(円)	1,949	1,705	1,777

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	40,592	45,639
受取手形及び売掛金	24,667	25,952
有価証券	7,204	5,277
商品及び製品	8,858	9,683
原材料及び貯蔵品	16,160	21,136
その他	7,544	5,869
貸倒引当金	353	324
流動資産合計	104,673	113,234
固定資産		
有形固定資産		
土地	29,470	29,418
その他	35,923	35,376
有形固定資産合計	65,393	64,795
無形固定資産		
のれん	3,100	3,118
その他	2,455	2,362
無形固定資産合計	5,555	5,481
投資その他の資産		
投資有価証券	64,673	54,675
その他	6,162	8,511
貸倒引当金	66	57
投資その他の資産合計	70,769	63,129
固定資産合計	141,719	133,405
資産合計	246,392	246,640

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,594	18,559
短期借入金	12,943	13,014
未払法人税等	850	1,210
賞与引当金	434	870
役員賞与引当金	19	68
その他	5,054	5,439
流動負債合計	32,897	39,163
固定負債		
長期借入金	508	585
退職給付引当金	3,516	3,601
役員退職慰労引当金	56	95
繰延税金負債	1,883	231
その他	589	589
固定負債合計	6,554	5,102
負債合計	39,451	44,265
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,595	9,595
資本剰余金	15,821	15,821
利益剰余金	174,304	176,224
自己株式	16,559	14,712
株主資本合計	183,161	186,928
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,119	1,552
為替換算調整勘定	3,766	4,955
評価・換算差額等合計	1,352	6,508
新株予約権	52	61
少数株主持分	22,374	21,892
純資産合計	206,941	202,374
負債純資産合計	246,392	246,640

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	36,969	22,842
売上原価	26,938	19,943
売上総利益	10,031	2,898
販売費及び一般管理費	2,541	2,332
営業利益	7,489	566
営業外収益		
受取利息	131	60
受取配当金	596	239
持分法による投資利益	263	-
その他	260	307
営業外収益合計	1,250	607
営業外費用		
支払利息	95	131
持分法による投資損失	-	22
為替差損	-	100
不動産賃貸費用	60	61
その他	52	9
営業外費用合計	207	325
経常利益	8,532	848
特別利益		
固定資産売却益	-	0
投資有価証券売却益	-	8
その他	1	-
特別利益合計	1	8
特別損失		
固定資産除却損	16	5
投資有価証券売却損	158	0
その他	6	-
特別損失合計	181	5
税金等調整前四半期純利益	8,352	852
法人税等	3,224	420
少数株主利益又は少数株主損失( )	477	132
四半期純利益	4,650	564

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	8,352	852
減価償却費	1,042	1,107
のれん償却額	59	170
受取利息及び受取配当金	727	300
支払利息	95	131
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益)	158	8
持分法による投資損益(は益)	263	22
売上債権の増減額(は増加)	2,708	1,413
たな卸資産の増減額(は増加)	3,053	6,428
仕入債務の増減額(は減少)	2,294	4,990
その他	16	229
小計	5,266	4,595
利息及び配当金の受取額	771	322
利息の支払額	95	131
法人税等の支払額	3,281	1,140
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,661	3,645
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額(は増加)	73	2,105
有価証券の取得による支出	-	1,684
有価証券の売却による収入	1,263	1,919
投資有価証券の取得による支出	756	183
投資有価証券の売却による収入	1,847	103
関係会社株式の取得による支出	9,522	-
有形及び無形固定資産の取得による支出	978	1,915
有形及び無形固定資産の売却による収入	31	0
その他	2	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,186	3,858
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,693	934
長期借入金の返済による支出	134	232
自己株式の売却による収入	0	0
自己株式の取得による支出	5	1,858
配当金の支払額	2,608	2,375
少数株主への配当金の支払額	97	92
少数株主からの払込みによる収入	-	225
財務活動によるキャッシュ・フロー	151	5,267
現金及び現金同等物に係る換算差額	707	342
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	6,383	5,137
現金及び現金同等物の期首残高	36,881	42,130
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,057	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	31,555	36,993

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
持分法の適用に関する事項の変更	(1)持分法適用の関連会社の変更 当第1四半期連結会計期間より、重要性が増した丸一金属製品(佛山)有限公司を持分法の適用の範囲に含めております。 (2)変更後の持分法適用関連会社の数 4社

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
(四半期連結貸借対照表関係) 前第1四半期連結会計期間において、固定資産の「有形固定資産」に含めていた「土地」は、資産総額の100分の10を超えたため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記することとしております。なお、前第1四半期連結会計期間の固定資産の「有形固定資産」に含まれる「土地」は、28,136百万円であります。
(四半期連結損益計算書関係) 前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めていた「為替差損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「為替差損」は、30百万円であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は、78,001百万円であります。</p> <p>2.提出会社は関係会社丸一金属制品(佛山)有限公司の資金調達について、経営指導念書を差入れています。</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は、76,390百万円であります。</p> <p>2.提出会社は関係会社丸一金属制品(佛山)有限公司の資金調達について、経営指導念書を差入れています。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<p>販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>発送費 1,198百万円</p> <p>賞与引当金繰入額 147百万円</p>	<p>販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>発送費 804百万円</p> <p>賞与引当金繰入額 143百万円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金 30,432百万円</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定期預金 3,483百万円</p> <p>取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資 4,606百万円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 31,555百万円</p>	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金 40,592百万円</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定期預金 8,927百万円</p> <p>取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資 5,328百万円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 36,993百万円</p>



(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式	94,000,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式	7,077,481株

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第1四半期連結会計期間末残高 親会社 52百万円

4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,637	30.00	平成21年3月31日	平成21年6月30日

5 株主資本の金額の著しい変動

当社は平成21年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく、自己株式の取得(500千株)を決議し、実施いたしました。これにより、四半期連結貸借対照表の純資産の部の株主資本における自己株式が、899百万円増加致しました。

また、当社は平成21年5月29日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく、自己株式の取得(500千株)を決議し、実施いたしました。これにより、四半期連結貸借対照表の純資産の部の株主資本における自己株式が、957百万円増加致しました。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	鋼管事業 (百万円)	表面処理鋼板 事業(百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高	30,718	4,896	1,354	36,969		36,969
営業利益	7,214	272	139	7,626	136	7,489

- (注) 1 事業は製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。  
2 各区分に属する主な製品

事業区分	主要製品
鋼管事業	構造用溶接鋼管、建築用溶接鋼管、配管用溶接鋼管
表面処理鋼板事業	鍍金コイル、カラーコイル
その他	棒鋼、照明柱

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	鋼管事業 (百万円)	表面処理鋼板 事業(百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上	20,193	2,215	433	22,842		22,842
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高						
計	20,193	2,215	433	22,842		22,842
営業利益又は 営業損失( )	1,217	258	202	757	190	566

- (注) 1 事業は製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。  
2 各区分に属する主な製品

事業区分	主要製品
鋼管事業	構造用溶接鋼管、建築用溶接鋼管、配管用溶接鋼管
表面処理鋼板事業	鍍金コイル、カラーコイル
その他	棒鋼、照明柱

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高	30,544	2,303	4,152	37,000	31	36,969
営業利益	6,934	288	266	7,489		7,489

(注) 1 事業は製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 区分に属する主な国又は地域

北米・・・米国

アジア・・・ベトナム

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上	18,321	2,763	1,756	22,842		22,842
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	5			5	(5)	
計	18,327	2,763	1,756	22,847	(5)	22,842
営業利益又は 営業損失( )	1,035	89	379	566		566

(注) 1 事業は製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 区分に属する主な国又は地域

北米・・・米国

アジア・・・ベトナム

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	北米	アジア・オセアニア	その他	計
海外売上高(百万円)	2,413	4,289	413	7,115
連結売上高(百万円)				36,969
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	6.5	11.6	1.1	19.2

- (注) 1. 各区分に属する主な国又は地域  
 北米・・・米国、カナダ  
 アジア・オセアニア・・・ベトナム、カンボジア、インドネシア、マレーシア、オーストラリア  
 その他・・・中東
2. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	北米	アジア・オセアニア	その他	計
海外売上高(百万円)	2,772	1,796	248	4,817
連結売上高(百万円)				22,842
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	12.1	7.9	1.1	21.1

- (注) 1. 各区分に属する主な国又は地域  
 北米・・・米国、カナダ  
 アジア・オセアニア・・・ベトナム、カンボジア、インドネシア、マレーシア、オーストラリア  
 その他・・・中東
2. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
2,122.75円	2,052.14円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりである。

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	206,941	202,374
普通株式に係る純資産額(百万円)	184,514	180,420
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	52	61
少数株主持分	22,374	21,892
普通株式の発行済株式数(千株)	94,000	94,000
普通株式の自己株式数(千株)	7,077	6,081
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	86,922	87,918

2. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 52.01円	1株当たり四半期純利益金額 6.43円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 52.00円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 6.43円

(注) 1株当たりの四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	4,650	564
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	4,650	564
期中平均株式数(千株)	89,422	87,669
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	25	31
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式で、前連結会計年度末からの重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成21年5月12日開催の取締役会において、平成21年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 2,637百万円

1株当たりの金額 30円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成21年6月30日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月 8 日

丸一鋼管株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 北 山 久 恵 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 三 浦 洋 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 辰 巳 幸 久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸一鋼管株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸一鋼管株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

注1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

注2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月 7日

丸一鋼管株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 北 山 久 恵 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 辻 井 健 太 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 公 江 祐 輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸一鋼管株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸一鋼管株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

注1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

注2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。